

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
4. 雇用・就業、経済的自立の支援			
(1) 障害者雇用の促進	4-(1)-1	障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障害者雇用の促進を図る。平成25(2013)年の障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の雇用が義務化(平成30(2018)年4月施行)されたことも踏まえ、精神障害者の雇用の促進のための取組を充実させる。	<p>厚生労働省</p> <p>○民間企業等における実雇用率(平成25年6月1日現在)※〔 〕内は法定雇用率(参考)</p> <p>民間企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の民間企業〔2.0%〕 1.76%→1.82%(平成26年6月1日現在)</li> <li>・特殊法人等〔2.3%〕 2.27%→2.30%(平成26年6月1日現在)</li> </ul> <p>国及び地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の機関〔2.3%〕 2.44%→2.44%(平成26年6月1日現在)</li> <li>・都道府県の機関〔2.3%〕 2.52%→2.57%(平成26年6月1日現在)</li> <li>・市町村の機関〔2.3%〕 2.34%→2.38%(平成26年6月1日現在)</li> <li>・都道府県等の教育委員会〔2.2%〕 2.01%→2.09%(平成26年6月1日現在)</li> </ul> <p>○ハローワークによる障害者の就職件数 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職件数 77,883件 →84,602件(平成26年度)</li> <li>(うち精神障害者) 29,404件 →34,538件(平成26年度)</li> </ul> <p>○民間企業等における雇用障害者数(平成25年6月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・50人以上の規模の企業で雇用される障害者数:40万9千人(実数:32万3千人(うち重度障害者数:11万1千人))</li> <li>(参考)→43万1千人(実数:34万4千人(うち重度障害者数:11万6千人))(平成26年6月1日現在)</li> <li>・50人以上の規模の企業で雇用される身体障害者数:30万4千人(実数:22万5千人(うち重度身体障害者数:9万3千人))</li> <li>(参考)→31万3千人(実数:23万3千人(うち重度身体障害者数:9万6千人))(平成26年6月1日現在)</li> <li>・50人以上の規模の企業で雇用される知的障害者数:8万3千人(実数:7万3千人(うち重度知的障害者数:1万8千人))</li> <li>(参考)→9万人(実数:8万人(うち重度知的障害者数:2万人))(平成26年6月1日現在)</li> <li>・50人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数:2万2千人(実数:2万6千人)</li> <li>(参考)→2万8千人(実数:3万3千人)(平成26年6月1日現在)</li> </ul> <p>(参考)※49人以下の規模の企業で雇用される障害者。(平成25年、推計値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 約12.9万人</li> <li>・知的障害者 約6.7万人</li> <li>・精神障害者 約2.6万人</li> </ul> <p>(参考)平成25年度障害者雇用実態調査(※)によれば、雇用障害者における男女比は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 男性66.7% 女性32.3% 無回答1.0%</li> <li>・知的障害者 男性67.1% 女性32.3% 無回答0.6%</li> <li>・精神障害者 男性63.3% 女性35.2% 無回答1.5%</li> </ul> <p>(参考)平成25年度障害者雇用実態調査(※)によれば、中途障害者の割合は以下の通り</p> <p>身体障害者となった時点・今の会社に就職する前 62.5% 今の会社に就職した後 36.4% 無回答 1.1%</p> <p>精神障害者となった時点・今の会社に就職する前 64.1% 今の会社に就職した後 33.7% 無回答 2.2%</p> <p>○ハローワークにおける精神障害者の新規雇用者数の増加に対応するため、「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を実施。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
4-(1)-2	法定雇用率を達成していない民間企業については、公共職業安定所（ハローワーク）による指導などを通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進める。また、国の機関や地方公共団体等に対しては、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、適切に指導等を行う。	厚生労働省	<p>○平成25年6月1日現在における雇用率未達成企業（48,901企業）に対し、個別指導、雇用率達成セミナー等により指導を実施。 （参考） → 47,888企業（平成26年6月1日）</p> <p>○実雇用率が著しく低く、かつ、障害者雇用率を達成するために雇入れなければならない障害者数が一定以上の企業に対し、平成25年度においては雇入れ計画作成命令193件、適正実施勧告206件、特別指導52件を実施。なお、企業名の公表については、該当企業なし。</p> <p>○国及び都道府県の機関については、雇用状況に改善が見られない場合、障害者採用計画の期間終了後に適正実施を勧告できることになっているが、各機関とも一定の改善が見られ、勧告を行う機関はなかった。 （参考） → 平成26年度に2機構に勧告実施</p>
4-(1)-3	特例子会社制度等を活用し、引き続き、障害者の職域の拡大及び職場環境の整備を図るとともに、いわゆるダブルカウント制度等により、引き続き、重度障害者の雇用の拡大を図る。	厚生労働省	<p>○特例子会社の状況（平成25年6月1日現在） （参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例子会社数 380社 → 391社（平成26年6月1日時点）</li> <li>・特例子会社における雇用障害者数 13,863人（うち身体障害者：5,405人、知的障害者：7,080人、精神障害者：1,378人）</li> <li>（参考） 15,262人（うち身体障害者：5,674人、知的障害者：7,849人、精神障害者：1,739人）（平成26年6月1日時点）</li> </ul> <p>○特例子会社の設立については、各ハローワークにおいて支援。特に平成25年度においては、法定雇用率未達成企業を中心に積極的に指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定件数 19社 →（参考）20社（平成26年度）</li> </ul> <p>○特例子会社を有する企業が関係する子会社も含めて障害者雇用を進める場合に企業グループでの雇用率算定を可能とする、特例子会社制度のグループ適用の認定を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定件数 10件 →（参考）10件（平成26年度）</li> </ul> <p>○民間企業等における重度障害者雇用人数（平成25年6月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者雇用人数 110,757人 →（参考）115,680人（平成26年6月1日）</li> </ul>
4-(1)-4	一般企業等への就職につなげることを目的として、各府省において知的障害者等を非常勤職員として雇用し、1から3年の業務を経験するチャレンジ雇用を実施する。	内閣府 警察庁 金融庁 総務省	<p>○内閣府においては、平成20年度から26年度までに「チャレンジ雇用」として計21名を雇用し、平成27年度は前年度からの継続雇用も含め計8名を雇用（沖縄総合事務局の2名を含む。）。</p> <p>○警察庁 ○平成20年度から知的障害者1名を雇用しており、平成24年度から2名を雇用、平成26年度から3名を雇用し、平成26年度末現在も、知的障害者3名を雇用している。</p> <p>○金融庁 ○平成20年5月より1名採用、平成23年2月より1名採用しており、平成25年度末現在2名を雇用している。 （参考）平成27年7月1日現在3名を雇用している。</p> <p>○総務省 ○チャレンジ雇用として1名を雇用（平成25年度） （参考）→1名（平成26年度）</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
			法務省	○平成25年度は知的障害者1名を雇用。 (参考) 平成20年度から平成26年度までに知的障害者3名、精神障害者1名を雇用しており、平成26年度末現在、知的障害者1名を雇用している。
			外務省	○平成25年度に知的障害者を1名雇用。
			財務省	○平成20年度より平成26年度までに身体障害者5名、知的障害者6名、精神障害者32名雇用しており、平成26年度末現在、身体障害者4名、知的障害者4名、精神障害者21名雇用している。
			文部科学省	(参考) 平成20年度から平成24年度までに知的障害者計2名雇用しており、また、平成26年度から平成27年7月1日時点までに知的障害者1名を雇用。
			厚生労働省	○チャレンジ雇用として337名を雇用(平成25年度)。 (参考) → 352名(平成26年度)
			農林水産省	○平成25年度は精神障害者2名を雇用。
			経済産業省	○経済産業省チャレンジ雇用採用実績: 2名 (参考) → 2名(平成26年度)
			環境省	○チャレンジ雇用として3名を雇用。
			防衛省	○防衛省において、2名の知的障害者等のチャレンジ雇用を実施。
4-(1)-5	都道府県労働局において、使用者による障害者虐待の防止など労働者である障害者の適切な権利保護のため、個別の相談等への丁寧な対応を行うとともに、関係法令の遵守に向けた指導等を行う。	厚生労働省	○平成25年度、都道府県労働局は、障害者虐待が認められたとして、389件の関係法令に基づく指導等を実施した。	
4-(1)-6	雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)が新たに規定された改正障害者雇用促進法(平成28(2016)年4月施行)に基づき、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力の有効な発揮を図る。	厚生労働省	○平成25年9月から「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会」を開催し、平成25年度中に計9回の議論を行った。 (参考) → 「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会」 ・平成26年6月: 報告書とりまとめ ・平成27年3月: 「障害者差別禁止指針」「合理的配慮指針」を労働政策審議会に諮問・答申 ・平成27年3月25日: 同指針を策定(大臣告示)	

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
(2) 総合的な就労支援	4-(2)-1	福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施する。	厚生労働省 ○ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を実施。 (参考) ・支援対象者数 22,943人 → 26,156人(平成26年度) ・就職者数 12,673人 → 14,005人(平成26年度) ○福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業を実施。 (参考) ・セミナー開催回数 650回 → 767回(平成26年度) ・事業所見学会実施回数 314回 → 272回(平成26年度) ○医療機関と連携した精神障害者の就労支援モデル事業を実施。
	4-(2)-2	ハローワークにおいて、障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場適応指導等を実施する。	厚生労働省 ○ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を実施。 (参考) ・支援対象者数 22,943人 → 26,156人(平成26年度) ・就職者数 12,673人 → 14,005人(平成26年度) ○ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター(障害者支援分)等を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を実施。 ○ハローワークによる障害者の就職件数 (参考) ・就職件数 77,883件 → 84,602件(平成26年度)
	4-(2)-3	障害者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等の取組を通じて、事業主の障害者雇用への理解の促進を図る。	厚生労働省 ○トライアル雇用の実施 (参考) ・実施人数 3,538人 → 5,263人(平成26年度) ・終了者 2,804人 → 4,076人(平成26年度) (うち常用雇用移行者) 2,364人 → 3,380人(平成26年度) ・常用雇用移行率 84.3% → 82.9%(平成26年度)
	4-(2)-4	障害者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障害者を雇用する企業に対する支援を行う。あわせて、障害者雇用に関するノウハウの提供等に努める。	厚生労働省 ○平成25年度予算により、中小企業障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を創設。 ○中小企業等に対する障害者雇用相談、啓発事業等を実施。 (参考) ・相談件数 552件 → 477件(平成26年度)

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
4-(2)-5	地域障害者職業センターにおいて、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを行うとともに、事業主に対して雇用管理に関する助言等の支援を行う。また、障害者の職場への適応を促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）による直接的・専門的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関等に対し、職業リハビリテーションサービスに関する技術的な助言・援助等を行い、地域における障害者の就労支援の担い手の育成と専門性の向上を図る。	厚生労働省	<p>○障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを実施。 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施対象者数 31,658人 → 31,769人(平成26年度)</li> </ul> <p>○事業主に対する障害者の雇用管理に関する支援を実施。 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施事業所数 17,767所 → 18,460人(平成26年度)</li> </ul> <p>○地域の関係機関に対する助言・援助等を実施。 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施関係機関数 1,716所 → 1,729所(平成26年度)</li> </ul> <p>○職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業を実施。 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援終了6ヶ月経過時点の職場定着率 88.2% → 88.1%(平成26年度)</li> </ul>
4-(2)-6	障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である障害者就業・生活支援センターの設置の促進・機能の充実を図り、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施する。また、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を実施する。	厚生労働省	<p>○障害者の職業的自立を図るため、雇用、保健福祉、教育等関係機関と連携した就業面と生活面での支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター事業」を実施。 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センター数 319か所 → 326か所(平成26年度)</li> <li>相談・支援件数 1,350,575件 → 1,472,448件(平成26年度)</li> <li>支援対象者数 125,286人 → 140,838人(平成26年度)</li> <li>就職件数 17,408件 → 18,379件(平成26年度)</li> <li>就職後1年経過時点での職場定着率 74.4% → 75.5%(平成26年度)</li> </ul>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成25年度推進状況
4-(2)-7	厚生労働省	<p>○都道府県や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校において、一般の職業能力開発施設や民間では職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対してその障害の態様に配慮した職業訓練を実施。 (平成25年度) 訓練者数 2,093人(在職者含む) 就職率 69.1%</p> <p>○障害者職業能力開発校で実施する職業訓練のほか、一般の公共職業能力開発施設において障害の態様に配慮した職業訓練を実施。また、先導的な職業訓練を実施している機構運営の障害者職業能力開発校で職業訓練の指導技法に関する研修等を実施。 (平成25年度) 訓練者数 663人 就職率 81.4%</p> <p>○企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施。 (平成25年度) 訓練者数 4,896人 就職率 47.1%</p> <p>○企業や一般の方々の障害者への理解と認識を深め、雇用を促進することなどを目的として、千葉県千葉市において、11月22日～11月24にかけて第34回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)を開催。24職種で318名の選手が参加。 (参考) →企業や一般の方々の障害者への理解と認識を深め、雇用を促進することなどを目的として、愛知県名古屋市において、11月21日～11月23にかけて第35回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)を開催。24職種で332名の選手が参加。</p>
4-(2)-8	厚生労働省	<p>○就労移行支援事業所において、企業実習や求職活動等の支援を行った際に報酬の加算として評価し、施設外支援等の取組の促進を図っている。</p>
(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	厚生労働省	<p>4-(3)-1 精神障害、発達障害等の特性に応じた支援の充実・強化を図る。また、採用後に障害を有することとなった者についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を講じる。</p> <p>○ハローワークにおける精神障害者の新規雇用者数の増加に対応するため、「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を実施。</p> <p>○発達障害者に関する就職支援ナビゲーターの増員を行うとともに、平成25年度より、難病患者就職サポーターの配置及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の創設により、発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援の強化を図った。</p> <p>○地域障害者職業センターにおける精神障害者総合雇用支援を実施。 (参考) ・支援終了後の復職率 83.7% → 85.3% (平成26年度)</p> <p>○就労移行支援事業所における発達障害者・精神障害者の就労プログラムの課題検討を行い、研修マニュアルを作成。全国4箇所で当該マニュアル普及のための研修を実施。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
4-(3)-2	精神障害に関する事業主等の理解を一層促進するとともに、精神障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用拡大を図る。精神障害者に対する就労支援に当たっては、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、「医療」から「雇用」への流れを一層促進する。また、ハローワーク等において発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援の強化を図る。	厚生労働省	<p>○ハローワークにおける精神障害者の新規求職者数の増加に対応するため、「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を実施。</p> <p>○医療機関と連携した精神障害者の就労支援モデル事業を実施。</p> <p>○発達障害者に関する就職支援ナビゲーターの増員を行うとともに、平成25年度より、難病患者就職サポーターの配置及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の創設により、発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援の強化を図った。</p>
4-(3)-3	短時間労働や在宅就業、自営業など障害者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、情報通信技術（ICT）を活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所にとらわれない働き方を推進する。	総務省	○テレワークの本格的普及を図るため、民間企業に対するテレワークの導入・運営に向けた専門家の派遣（41社）、これら取組を通じたテレワーク優良導入モデルの策定、全国各地におけるセミナーの開催等を実施。
		厚生労働省	<p>○在宅就業支援団体登録数（参考） 登録数 23団体 → 23団体（平成26年度）</p> <p>○パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保やパートタイム労働者の納得性を高めるための措置等の更なる充実を内容とする改正パートタイム労働法を第186回国会に提出した。</p> <p>○在宅ワークの契約に係る紛争を未然に防止する等のために、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発等を実施。</p> <p>○関係各省と連携し、テレワークの一層の普及・拡大に向けた環境整備、普及啓発等を実施。</p> <p>○低所得世帯、障害者世帯等に対して資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより安定した生活が送れるよう各都道府県社会福祉協議会において生活福祉資金貸付事業が実施されており、その資金種類の1つとして「福祉資金（生業費）」を設けることにより障害者世帯が生業を営むことを支援。</p>
		経済産業省	<p>○新たに創業する者や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成する「創業・第二創業促進事業」を実施。平成24年度補正予算では6,299件、平成25年度補正予算では3,124件を採択した。 （参考）平成26年度補正では1,669件を採択。</p> <p>○関係省庁と協力し、テレワーク推進フォーラム等を通じてテレワークの普及啓発に努めた。</p>
		国土交通省	○関係各省と連携し、テレワークの一層の普及・拡大に向けた普及啓発等を実施。
4-(3)-4	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進する。	厚生労働省	○国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人において調達方針を作成し、当該方針に基づき障害者就労施設等からの物品の購入を推進。（平成25年度調達実績約123億円）

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	4-(3)-5	農業法人等の農業関係者や福祉関係者等に対する情報の提供、労働に係る身体的な負荷の低減に向けた技術開発等を通じて、農業分野での障害者就労を推進する。また、障害者の就労訓練及び雇用を目的とした農園の開設及び農園の整備を促進する。	農林水産省 ○農業分野における障害者就労の受入れの流れ、受入れのポイント等を紹介した『農業分野における障害者就労マニュアル』を作成し、障害者の就労や雇用の受入れ先となる農業法人等に周知・普及（ホームページに掲載）（21年度～）。 ○農業分野に就労する障害者を支援するため、厚生労働省と連携して、パンフレット『福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～』を作成してホームページに掲載（25年6月）するとともに、障害者就労促進等に関するシンポジウム等で参加者に配布。 ○NPO等がおこなう農業分野での障害者就労支援のための組織づくりや研修会の開催等を支援（25年度7団体）。 ○生産現場での農作業労力の低減を図るため、機械化ができない人力作業をアシストする農業用パワーアシストスーツの開発等を推進中（22年度～26年度）。 ○福祉農園における農作業体験の企画・運営など、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉等に活用する集落連合体による地域の手づくり活動の支援を開始（25年度9件）。また、障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、社会福祉法人等が福祉農園等を開設・整備する際の支援等を開始（25年度23件）。
(4) 福祉的就労の底上げ	4-(4)-1	事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組を推進するなど、就労継続支援A型も含めた福祉的就労の底上げを図るとともに、その在り方を検討する。	厚生労働省 ○工賃の向上を図るため、経営力の強化、技術の向上や人材育成を行う事業、共同受注窓口の体制整備を図るための事業を工賃向上計画支援事業において実施。 →○事業所数 (参考) 就労継続支援A型 2,054事業所（平成26年3月）→2,668事業所（平成27年3月） 就労継続支援B型 8,465事業所（平成26年3月）→9,223事業所（平成27年3月） ○平均工賃・賃金（平成25年度） 就労継続支援A型 月額 69,458円 就労継続支援B型 月額 14,437円
	4-(4)-2	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進する。（再掲）	厚生労働省 ○国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人において調達方針を作成し、当該方針に基づき障害者就労施設等からの物品の購入を推進。（平成25年度調達実績約123億円）
(5) 経済的自立の支援	4-(5)-1	障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置を運用し、経済的自立を支援する。また、受給資格を有する障害者が、制度の不知・無理解により、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組む。さらに、年金生活者支援給付金制度の着実な実施により所得保障の充実を図るとともに、障害者の実態把握に係る調査を引き続き実施していく中で、所得状況の把握についてはその改善を検討する。	厚生労働省 ○制度の周知に関して、障害年金制度については、日本年金機構から市区町村に対し、障害者手帳の交付を受けた者を対象とした障害年金制度に関するリーフレットを配布し、障害者手帳交付窓口への配置及び障害年金制度の周知について依頼するとともに、厚生労働省と日本年金機構のホームページにおいて障害年金受給のための案内を掲載するなど、周知に取り組んでいる。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
4-(5)-2	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づき、同法にいう特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。	厚生労働省	○支給件数は、9,300件（平成25年度末）である。 →（参考）9,305件（平成26年度）
4-(5)-3	障害者による国や政府関係法人が所有・管理する施設の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講ずる。	文部科学省	○国立劇場や新国立劇場においては、障害のある人の入場料の割引を、国立美術館、国立博物館においては、展覧会の入場料の無料を実施。

(別表) 4. 雇用・就業等

事項	現状(直近の値)	目標	平成25年度
公共職業安定所における就職件数(障害者)	27万件(平成20~24年度の累計)	37万件(平成25~29年度の累計)	7.8万件(平成25年度)
障害者職業能力開発校の修了者における就職率	60.0%(平成22年度)	65.0%(平成29年度)	69.1%
障害者の委託訓練修了者における就職率	43.8%(平成22年度)	55.0%(平成29年度)	47.1%(平成29年度までに段階的に目標を引き上げる。平成25年度目標は47%)
一般就労への年間移行者数	5,675人(平成23年度)	1.0万人(平成26年度)	1.0万人
就労継続支援B型等の平均工賃月額	13,586円(平成23年度)	15,773円(平成26年度)	14,437円
就労移行支援の利用者数	45.6万人日分(平成24年度)	69.5万人日分(平成26年度)	46.6万人日分
就労継続支援A型の利用者数	53.2万人日分(平成24年度)	56.4万人日分(平成26年度)	71.5万人日分
50人以上規模の企業で雇用される障害者数	38.2万人(従業員56人以上企業) (平成24年)	46.6万人(平成29年)	40.9万人(平成25年6月1日現在)
公的機関の障害者雇用率	国の機関 2.31% 都道府県の機関 2.43% 市町村の機関 2.25% 都道府県等の教育委員会 1.88% (平成24年)	全ての公的機関で雇用率達成(平成29年度)	国の機関は40機関中39機関で達成。 都道府県の機関は156期間中144機関で達成。 市町村の機関は2,372機関中1,947機関が達成。 都道府県の教育委員会等は125機関中72機関が達成。 (平成25年6月1日現在)
50人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数	1.7万人(従業員56人以上企業) (平成24年)	3.0万人(平成29年)	2.2万人(平成25年6月1日現在)
地域障害者職業センター	支援対象者数 14.8万人 (20~24年度の累計)	支援対象者数 14.7万人 (25~29年度の累計)	3.2万人(平成25年度)
障害者就業・生活支援センター	利用者の就職件数 1.5万件(平成24年度) 定着率 71.8%(平成24年度)	利用者の就職件数 2.0万件(平成29年度) 定着率 75%(平成29年度)	1.7万件 74.4%
ジョブコーチ養成数・支援	ジョブコーチ養成数 5,300人 (平成24年度)  ジョブコーチ支援 支援終了後の定着率 86.7%(平成24年度)	ジョブコーチ養成数 9,000人 (平成29年度)  ジョブコーチ支援 支援終了後の定着率 80%以上(平成29年度)	6,079人  88.2%
精神障害者総合雇用支援	(支援終了後の復職・雇用継続率 83.3%(平成24年度))	支援終了後の復職率 75%以上(平成29年度)	83.7%

# 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

## 1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

### (1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

### (2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(想定される例)

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→(1)(2)については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

### (3) 苦情処理・紛争解決援助

- ① 事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
- ② (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例(紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等)を整備。

## 2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

## 3. その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

# 障害者雇用率制度の概要

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合(障害者雇用率)を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

## ○ 一般民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

※ 精神障害者については、雇用義務の対象ではないが、各企業の実雇用率の算定時には障害者数に算入することができる。

## ○ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

(参考) 現行の障害者雇用率 (平成25年4月1日から施行)

<民間企業>

一般の民間企業 = 2.0%

特殊法人等 = 2.3%

<国及び地方公共団体>

国、地方公共団体 = 2.3%

都道府県等の教育委員会 = 2.2%

# 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律の概要

## 1. 目的（第1条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

## 2. 国等の責務及び調達の推進（第3条～第9条）

### <国・独立行政法人等>

#### 優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表（厚生労働大臣）

調達方針の策定・公表（各省各庁の長等）

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

### <地方公共団体・地方独立行政法人>

#### 障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

## 3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第11条）

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

## 5. その他（附則第1条～附則第3条）

### （1）施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

### （2）検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

### （3）税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。